

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のように公告する。

平成31年2月12日

東村山市長
渡部 尚

1 件名	東村山市役所本庁舎等使用電力供給
2 業種	ライフライン
3 場所	東村山市本町1丁目2番地3 東村山市役所本庁舎・いきいきプラザ 及び 東村山市本町1丁目1番地1 東村山市市民センター・北庁舎
4 契約期間	平成31年4月1日0時から平成32年3月31日24時まで
5 概要	上記3の各施設の使用する電力を供給すること。 ① 電力供給条件 供給電圧（標準電圧） 6,000V 標準周波数50Hz 一回線受電方式 ② 契約電力 計838kW ③ 予定使用電力量 計1,266,000kWh ④ 契約方法 基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて料金を支払う。
6 予定価格（税込）	非公表
7 入札方法	条件付き一般競争入札（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札）
8 入札参加資格条件	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、上記2の業種に登録があること。 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っているものであること。 (4) 別紙「東村山市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づく基準を満たすこと。 (5) 平成21年4月1日以降に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体における電力の供給実績を有すること。ただし、東村山市内に本店、支店等の契約権限を有する事業所がある者については、この限りでない。 (6) 公告の日から入札までの間で、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けていないこと。 (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
9 申請方法	電子入札システム（電子調達サービス）により「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出すること。また、次の資料を添付すること。 ① 別紙「東村山市電力の調達に係る環境配慮方針」第1号様式（東村山市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書） ② 上記①に添付すべき算出根拠となる資料 ③ 平成21年4月1日以降に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体における電力の供給実績を有することがわかるもの（契約書の写し等） 《注意》添付ファイル上限10ファイル・総容量3MBです。
10 申請書提出期間	平成31年2月12日（火）午後1時から平成31年2月19日（火）午後5時まで

11 申請結果の通知	平成31年2月26日(火)に電子入札システム(電子調達サービス)により、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付します。
12 質問の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (質問期間) 一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した時から 平成31年3月1日(金)午前11時まで
13 回答の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (回答期日) 平成31年3月4日(月)午前11時までに回答予定
14 入札期間	一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した時から 平成31年3月6日(水)正午まで
15 開札日時	平成31年3月6日(水)午後1時30分
16 開札場所	電子入札システム(電子調達サービス)
17 入札執行回数	3回
18 最低入札参加者数	1者
19 落札者への通知	開札終了後、電子入札システム(電子調達サービス)により通知をするとともに、別途担当者から電話連絡します。
20 入札の無効	(1) 8に示した競争入札に参加する資格がない者が入札したとき。 (2) 申請内容に虚偽の記載があったとき。 (3) 競争入札参加者心得(電子入札用)に違反した入札をしたとき。 (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が入札したとき。
21 入札保証金	免除とする。
22 契約保証金	免除とする。
23 別紙	(1) 「東村山市電力の調達に係る環境配慮方針」(第1号様式を含む。)
24 その他	(1) 契約締結までの間に東村山市内において指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。 (2) 入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。 (3) 本案件は、平成31年度予算が東村山市議会で可決されることを条件として入札を行うものです(準備行為)。 (4) 消費税率は年間を通して8%で計算してください。契約後、消費税法改正により消費税額の変更が必要な場合は、消費税額を加算した単価について、変更協議を行うものとします。

(問い合わせ先) 東村山市役所総務部契約課

電話 042-393-5111

内線 2322・2323

メールアドレス keiyaku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp